

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年5月から44年3月まで
② 昭和45年10月から46年3月まで
③ 昭和47年7月から同年9月まで

申立期間について、会社を退職後、当時居住していた区で国民年金に加入し、国民年金保険料は、送付されてきた納付書で、3か月ごとに銀行か郵便局で納付した。

社会保険庁の記録では、申立期間を含む昭和43年5月から47年9月までの期間が未加入期間とされていたが、平成18年以降、国民年金記号番号の統合や私が保管していた国民年金保険料納付書により、そのうちの44年4月から45年9月までの期間、46年4月から同年12月までの期間及び47年1月から同年6月までの期間については保険料の納付が認められた。

昭和43年5月から47年9月までのすべての期間について国民年金保険料を納付したはずであり、申立期間について未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間前後の期間に係る納付記録が訂正されるなど、行政の記録管理に不備が見受けられる上、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年後半から45年前半ころまでに、申立人が当時居住していた区において払い出されており、申立人はこのころに国民年金に加入したものと推認されるところ、申立人は、当該期間直前の44年4月から45年9月までの期間及び当該期間直後の46年4月から47年6月までの期間の国民年金保険料を現年度納付しており、この前後の期間を通じて、申立人の生活状況、納付方法等に

大きな変化は認められず、当該期間が未納とされているのは不自然である。

一方、申立期間①については、国民年金の現年度保険料に係る納付書は、住民登録されている市区町村が発行するところ、当時、申立人が国民年金保険料を納付したとする区とは別の市に、申立人が居住していたことが確認でき、また、申立人が当時居住していた市において、申立人が国民年金の被保険者になったことを確認することができず、同市において保険料の納付書が発行されたとは考え難い。

また、申立期間③については、申立人が国民年金保険料を納付したとする区においては、昭和 46 年度から納付書により保険料を納付する方法が採られ、3 か月に一度納付書を発行していた同区が、47 年 4 月 1 日に他市に転出した申立人に対し、47 年度第 2 期分（昭和 47 年 7 月分、同年 8 月分及び同年 9 月分）の保険料に係る納付書を発行することは考え難い上、申立人は、当該期間以後に居住した別の市で、国民年金の被保険者になった形跡はうかがえず、転入届の手続きは行ったものの、国民年金の住所変更の手続きを行っていなかったものとみられ、この別の市においても、国民年金の現年度保険料及び過年度保険料に係る納付書が発行されたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 10 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格取得日に係る記録を昭和31年2月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年2月2日から同年4月5日まで

昭和24年3月にA事業所に入社して以来、63年7月11日に退職するまで継続して勤務した。病気のため休職した時期もあったが、昭和31年2月1日付でB支店に復職したにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の記録が欠落している。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の申立人に係る行員台帳、健康保険被保険者台帳及びA事業所健康保険組合の資格喪失者台帳から、申立人がA事業所に継続して勤務し（昭和31年2月1日に復職し、A事業所本店営業部から同事業所B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、昭和31年4月のA事業所B支店に係る社会保険事務所の記録から1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は確認できる関連資料が無いことから不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和48年7月23日に、資格喪失日に係る記録を49年2月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月23日から49年2月17日まで

申立期間について、A事業所に内勤事務員として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。

当時の同僚は厚生年金保険に加入しているらしく、一緒に勤務していたにもかかわらず、私だけが加入していないことは考えられないため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の証言により、申立人が申立期間において、A事業所に勤務していたことが確認できる。

また、申立人と同時期に入社した内勤事務員5名は、それぞれの入社日での厚生年金保険の加入記録が確認できるものの、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿において、当該5名の厚生年金保険被保険者番号の払出日は昭和49年4月10日であることが確認できることから、当該5名の厚生年金保険被保険者資格取得手続きがそれぞれの入社日にさかのぼって行われたところ、その時点では申立人は既に退職していたことから、申立人の資格の取得手続きは行われなかったものと推認される。

しかし、当時のA事業所の社会保険事務担当者は、「内勤事務員については、入社時から厚生年金保険に加入する取扱いだったので、厚生年金保険料は、入社時の給与から控除されているはずだと思う。」と証言している上、

複数の同僚も、「入社時の給与から厚生年金保険料や健康保険料を控除されていた。」旨述べており、申立人についても、他の同僚と同様に月々の給与から厚生年金保険料を控除されていたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、同時期入社と同僚の社会保険事務所の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所における事業が廃止されており不明であるが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和48年7月から49年1月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日（昭和57年7月31日）に係る記録を昭和57年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月31日から同年8月1日まで

A事業所に昭和57年6月12日から63年10月31日まで社員として勤務していたが、57年8月1日付けで同事業所から同事業所の子会社であるB事業所に出向した際、社会保険事務所の記録では、A事業所での被保険者資格を同年7月31日に喪失し、同年8月1日にB事業所で同資格を取得したこととなっている。

A事業所からB事業所に出向しても、途中退職することなく継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された在籍証明書及び同事業所の人事担当者の「申立人が当社において継続雇用されていたことは確かであり、当時のことは分からないが、継続雇用であれば、保険料を徴収していたと思う。」とする証言により、申立人が申立期間において、同事業所に継続して勤務（昭和57年8月1日にA事業所からB事業所に出向。）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、昭和57年6月のA事業所に係る社会保険事務所の記録から17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は確認できる関連資料が無く、不明としているが、事業主が申立人に係る資格喪失日を昭和 57 年 8 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 7 月 31 日と誤って処理したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和39年3月1日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を同年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月12日から39年5月1日まで
昭和38年1月12日から39年9月26日まで継続してA事業所に勤めていたため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する昭和38年1月の給料支払明細書及び申立人と一緒に勤務していたとする同僚の証言から、申立人が同年1月12日からA事業所に入社し、申立期間において勤務していたことが推認できる。

また、申立人が所持する昭和38年1月の給料支払明細書に記載されている給料（1万3,000円）が基本給（2万円）と申立人が同年1月12日から同年1月末日まで勤務した日数とを日割計算した金額とおおむね一致すること及び申立人とその同僚が、「給料は、当月分をその月の月末にもらっていた。」と証言していることから、A事業所からの賃金が月末締め、月末払いであったことが推認できる上、39年4月、同年5月及び同年6月の給料支払明細書により、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得する以前に同事業所から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

さらに、当時の厚生年金保険料の控除方法については、A事業所は既に全喪しているため関連資料は無く、事業主も死亡しており不明であるが、申立人の同事業所での厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和39年9月26日であると

ころ、申立人が当該喪失月においておおむね1か月間勤務していたこと及び厚生年金保険の被保険者資格を取得する以前から保険料が控除されていたこと等から判断して、当該喪失月の保険料が事業主により控除されている可能性がうかがわれ、翌月控除されていたことが推認され、申立人が被保険者資格を取得する前に厚生年金保険料を控除されていた期間は、39年3月及び同年4月分であると考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち昭和39年3月1日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和39年3月1日から同年5月1日までの標準報酬月額については、給料支払明細書及び同年5月の社会保険事務所の記録から2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は既に全喪しており、確認できる関連資料が無く、不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち昭和38年1月12日から39年3月1日までの期間については、申立人と一緒にA事業所に勤務していた同僚は、「申立人とは同時期に入社したと思う。入社後、事務担当者から2か月から3か月後に厚生年金保険に加入させると説明を受けたと思う。」と証言しているところ、その同僚も39年5月に厚生年金保険に加入していることが確認でき、同事業所では、入社後すぐに厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがわれる。

また、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給料支払明細書等の資料は無く、申立人から聴取しても保険料控除の記憶は曖昧である。

このほか、当該期間において、申立人の厚生年金保険料の控除を推認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として昭和38年1月12日から39年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年8月から54年3月まで

申立期間当時、住んでいた市では、国民健康保険と国民年金を同じ窓口で扱っており、20歳になってから数か月過ぎたころに国民健康保険料を支払った際、担当者から「国民年金に加入するのは義務だから保険料を納付しないなら、今加入している国民健康保険も辞めてもらう。」と言われたため、国民年金に加入し、3か月さかのぼって国民年金保険料を納付した。その時、「国民年金は、20年間保険料を納付した後は、据え置いて支給する。」と言われたことを憶えている。

なお、その後の保険料の納付方法や金額等については何も記憶していない。

国民年金手帳が無いので心配になり、社会保険庁に確認したところ、結婚後の昭和54年4月以降の保険料しか納付していないと言われ、あきれている。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年1月に払い出されており、この払出しは、23年生まれである申立人が将来無年金になるおそれがあることから、申立人が20歳に到達する日を資格取得日として職権によりなされたことがうかがわれ、申立期間は、申立人が国民年金の被保険者とされていない期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間であったと考えられるとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は「旧税務署あるいは旧国鉄駅の裏にあった旧市役所庁舎で納付した。国民健康保険と国民年金は同じ窓口であった。」と主張しているが、

申立期間当時、当該地に市役所の国民年金担当部署は所在しておらず、国民健康保険と国民年金の担当窓口も別であったことが確認でき、申立内容には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立期間は128月と長期間である上、申立人は、国民年金に加入した際に納付したとする3か月分の国民年金保険料を除き、申立期間の保険料の納付方法、金額等についての記憶が無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から40年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から40年9月まで
昭和39年9月の結婚後、間もないころに、市役所で夫婦二人の国民年金の加入手続をし、その時点で未納であった期間の夫婦二人分の国民年金保険料として合計6,000円ほど納付した。
納付したことが確認できる資料は無いが、納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、特殊台帳によると、申立人及びその夫は、昭和43年2月に、申立期間直後の40年10月から41年3月までの国民年金保険料を過年度納付し、それ以前の40年4月から同年9月までの保険料については、時効消滅とされていることが確認でき、この時点において、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であったと考えられ、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が夫婦二人分の国民年金保険料として納付したとする金額は、当時の国民年金保険料額と大きく相違している上、申立人の夫の申立期間に係る保険料も未納とされている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年3月から48年3月まで
夫が国民年金受給額が少ないと私の将来の生活が困ると考え、昭和55年6月ころに、36年4月から48年3月までの私の国民年金保険料を町役場で全額一括納付したはずであるのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする夫から聴取しても、保険料の納付金額等についての記憶が曖昧であり、保険料の納付状況等が不明である。

また、特殊台帳によると、申立人は、国民年金加入期間において、144か月の国民年金保険料を未納としており、そのうち23か月分を納付することにより国民年金の受給要件を満たすことが記載されている上、申立人が昭和55年6月に、36年4月から38年2月までの23月分の保険料を第3回目の特例納付により納付していることが確認でき、申立人の夫が申立人の国民年金の受給権を満たすために必要な月数分の保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人は、平成8年6月に、昭和40年4月から41年5月までの厚生年金保険の加入記録が追加されていることが確認できるところ、この時点において、社会保険庁に対し、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付済みである旨の申出を行っていないのは不自然である。

加えて、申立期間は121か月と長期間である上、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の夫も昭和36年4月から48年3月までの保険料が未納とされている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 317

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月1日から36年4月1日まで
昭和35年9月に、A事業所の現地事務所で面接を受け同社に入社し、36年3月末までテトロンの梱包作業を三交替制で行っていた。同僚について記憶しており、勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する勤務場所や作業内容が具体的かつ明確で、同僚の証言とも一致する上、申立人が記憶する3名の同僚に厚生年金保険の被保険者記録があることから、申立人がA事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人は、A事業所ではなく、現地の事務所で採用されたと記憶しているところ、事業主は、「現地の事務所で採用していた従業員は日々雇用者であり、これらの者は厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答しており、申立人が、厚生年金保険に加入していなかったことがうかがわれる。

また、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に申立人の記録は無く、同名簿の健康保険被保険者番号の欠番も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人から聴取しても、保険料控除の記憶は明確ではない。

このほか、申立人の厚生年金保険料の控除を推認できる関係資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月から20年5月29日まで
② 昭和20年6月
③ 昭和20年6月から同年8月まで

国民学校在学中に、学校から、申立期間①についてはA事業所又はB事業所で、申立期間②についてはC事業所で働くように言われて働いた。

申立期間③については、空襲で家が焼けたため、昭和20年夏ころに引っ越し、終戦まで、D事業所で見習いとして働いた。

A事業所ではグリーンの厚生年金保険被保険者証を、D事業所では茶色の同被保険者証をもらったことを記憶しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③について、申立人が申立期間の一部において、それぞれB事業所またはD事業所第三工場に勤務していたことは、社会保険事務所が保管するB事業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び申立人の下の姉の証言から確認できる。

しかしながら、申立期間①については、申立人自身が学徒であったと述べている上、社会保険事務所によれば、「申立人は、B事業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿の申立人の厚生年金保険被保険者番号の記載が無いことから学徒とみられる。」としているところ、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50条（昭和19年）により、学徒動員については、労働者年金保険（現厚生年金保険）の被保険者から除外される取扱いとなっており、申立人は厚生年金保険の被保険者にはなれなかったものと考えられる。

また、申立期間②については、申立人は、「勤務していたC事業所は省線（旧日本国有鉄道の前身の国営鉄道）の車庫だったと思う。」と述べているところ、省線を管理していたのは当時のE省であり、国の事業所に使用される者が厚生年金保険の被保険者となったのは申立期間後の昭和23年8月1日以降であることから、申立人は、厚生年金保険の被保険者にはなれなかったものと考えられる。

さらに、申立期間③については、社会保険事務所が保管するD事業所第三工場の健康保険労働者年金保険被保険者名簿の中に、申立人及び申立人と同様に数か月同社に勤務していたとする父親と上の姉の記録も無く、同名簿の健康保険被保険者番号の欠番も無い上、申立人は、家族以外の同僚等の記憶が無く、また、前述の被保険者名簿で確認ができる同僚からも、保険料控除についての証言を得ることができなかった。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人から聴取しても保険料控除についての記憶は明確ではなく、申立人がA事業所及びD事業所第三工場において受け取ったとする厚生年金保険被保険者証の色も、当時の同被保険者証の色と相違している。

このほか、申立人の厚生年金保険料が控除されていたことを推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 319

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 12 月 1 日から 50 年 8 月 18 日まで
申立期間において、A事業所が経営するBクラブのレストランチーフとして勤務していたので、同期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてC事業所が経営するBクラブのレストランに勤務していたことは、雇用保険の加入記録及び当時勤務していた上司の証言から推認できる。

しかしながら、C事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書（取消届）によると、申立人は、同事業所において、昭和 50 年 7 月 31 日に厚生年金保険被保険者資格の取得日である 49 年 12 月 1 日にさかのぼって同資格の取消処理がなされていることが確認でき、このことは、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致している。

また、申立てに係る事業主は、「申立人は、申立期間において、C事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していたが、昭和 50 年 7 月に社会保険事務所が実施した事業所調査により、申立人が同事業所のグループ会社であるD事業所との使用関係にあることが判明し、C事業所における被保険者としての資格要件には該当しない旨指摘された。」と証言している。

さらに、申立人が申立期間において使用関係にあることが判明したD事業所は、社会保険事務所が保管する事業所記号番号払出簿の中に厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は無い上、同事業所の業種であるサービス業が厚生年金保険の適用業種になったのは昭和 61 年 4 月以降であり、当時は非適用事業所であったことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 28 日から 44 年 3 月 31 日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。
しかし、脱退手当金を請求し受け取った記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和44年6月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 10 月 1 日から 27 年 10 月 1 日まで
申立期間において、A事業所に勤務していたので、同期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A事業所に勤務していたとする同僚5名から聴取しても、申立人が申立期間当時勤務していたことをうかがわせる証言が得られない。

また、A事業所は既に全喪している上、事業主及び当時の経理担当者も死亡しており、申立人が申立期間において同事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していた事実を確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和27年10月1日から29年4月2日までの記録は確認できるものの、申立期間において申立人の加入記録は無く、健康保険被保険者番号の欠番も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人から聴取しても、保険料控除についての記憶は曖昧である。

このほか、申立人の厚生年金保険料の控除を推認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和元年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年1月5日から22年3月1日まで
昭和21年1月5日から23年2月28日までA事業所に継続して勤務し、
購買業務や配給業務に従事していたので、申立期間について、厚生年金保
険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことは、申立人が同事業所を退職後に勤務した官公署の人事記録により推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人自身より以前から勤務していたとする同僚は、申立人と同一年月日の昭和22年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、そのほかに7人の同僚が同時に資格取得していることが確認できるなど、同事業所では、この時期にまとめて厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

また、A事業所に勤務していたと申立人が記憶している同僚6人のうち2人は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和23年3月1日以降に同資格を取得したことが確認でき、同事業所では、採用と同時に厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、A事業所は既に全喪している上、申立期間に同事業所に勤務していたとする同僚から、申立人が厚生年金保険に加入していたことについての証言を得ることができず、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していた事実を確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人から聴取しても保険料控除の記憶は曖昧である。

このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 7 月から 24 年 1 月 5 日まで
申立期間において、A事業所に勤務していたので、同期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことは、申立人と同じ部署に勤務していた同僚及び別の同僚の妻の証言から推認できる。

しかしながら、申立期間当時、A事業所に勤務していた複数の従業員は、「入社後、2か月間ないし6か月間の試用期間を経た後に厚生年金保険の被保険者資格を取得したと思う。」と証言している上、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人より3か月程度早い昭和23年3月又は同年4月に入社したとする従業員4人は、同年6月1日から同年7月1日までの間に被保険者資格を取得しており、同事業所は入社後すぐに厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

また、A事業所には、申立期間当時の厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料が無い上、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の中に、申立期間を含め同期間の前後の期間において申立人の記録が無く、健康保険被保険者番号の欠番も無い。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無い上、申立人から聴取しても、保険料控除の記憶は曖昧である。

このほか、申立人の厚生年金保険料の控除を推認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。